

令和7年12月1日
株式会社 但馬銀行

手形・小切手の全面的電子化に向けた対応について

平素より但馬銀行をご利用いただきありがとうございます。

2021年6月に政府より公表された「成長戦略実行計画」において、「約束手形利用の廃止・小切手の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受け、全国銀行協会は「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数ゼロにすること」を目標とする自主行動計画を策定しています。

これらの環境を踏まえ、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みを推し進めるため、当行では新たに取組項目を追加し、下記の対応を実施します。

記

一、新たな取組項目

①他行を支払地とした手形・小切手による預金の入金扱いの受付終了	
受付終了日 令和8年9月30日（水）	令和8年9月30日（水）をもって、他行を支払地とした手形・小切手等（配当金領収証、郵便小為替等を含む）による預金の入金扱いの受付を終了します。
②手形・小切手の最終振出期限	
最終振出期限 令和8年9月30日（水）	手形・小切手の振出期限は令和8年9月30日（水）に設定します。 最終振出期限を超過して振り出された手形・小切手は、当座勘定からの支払ができないになります。

二、公表済の取組項目

③手形・小切手帳の発行終了	
受付終了日 令和8年3月31日（火）	令和8年3月31日（月）をもって、手形・小切手帳（公金小切手、自己宛小切手を含む）の発行申込の受付を終了します。 ※小切手を現金の払出のためにご利用のお客さまは、当座カードをご利用いただくか、窓口にて専用の払戻依頼書をご記入ください。

④令和9年4月以降を期日とする手形等の代金取立の受付終了

受付終了日 令和6年4月30日（火）	令和6年4月30日（火）をもって、令和9年4月以降を期日とする手形等（令和9年4月以降を振出日とする先日付小切手も含む）について、代金取立の受付を終了しています。
-----------------------	---

⑤当座勘定の新規口座開設の受付終了

受付終了日 令和6年4月30日（火）	令和6年4月30日（火）をもって、当座勘定の新規口座開設の受付を終了しています。
-----------------------	--

<電子化のメリット>

手形・小切手の電子化により「支払企業」、「受取企業」双方でコスト・事務負荷・リスクが軽減されます。

インターネットF Bサービスや電子記録債権への切替については、お取引店へご相談ください。

支払企業	受取企業
コスト削減	
✓取引先への郵送料不要 ✓印紙代削減	✓領収書が不要になり、印紙代削減 ✓郵送料不要
事務負荷軽減	
✓手形・小切手の振り出し作業や郵送作業に関する事務負担を軽減	✓領収書の作成、手形の保管・管理、取立依頼などは不要
リスク削減	
✓現物がないため、紛失・盗難の心配もなく、災害時も安心	✓現物がないため、紛失・盗難の心配もなく、取立忘れもなくなります
資金繰りの円滑化	
—	✓支払期日に自動入金 ✓電子記録債権は必要な分だけ分割利用可

以上

本件に関するお問い合わせ

但馬銀行事務統括部 0796-44-5050

受付時間／平日 9：00～17：00

(ただし、銀行休業日を除く)